

介護予防・日常生活支援総合事業について

令和7年3月

高齢福祉課

1 指定事業者の変更届等の事務手続きにかかる留意事項について

(1) 届出提出・受付

①事業所の指定

指定申請書の提出・受付・・・事業開始希望日の前々月の15日まで

(例) 事業開始希望日が3月1日の場合



②事業所の指定更新

指定更新申請書の提出・受付・・・指定有効期間満了日の前々月の末日まで

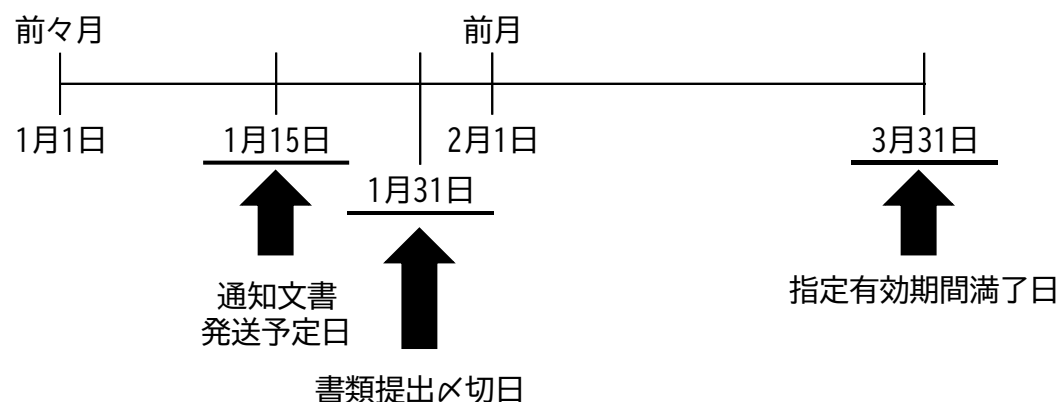
※指定有効期間満了となる事業所には、提出・受付期限の前月の15日前後に通知文書を送付予定。

※なお、指定更新を行うにあたって、他のサービスと合わせて指定更新を行うことができる。その際には、「有効期間をあわせて更新する旨の申出書」と指定更新を行うサービスごとの申請書類の提出が必要。ただし、全く同じ書類の場合は、省略可。

合わせて指定更新を行うことができる対象のサービスは、以下のとおり。

- ・訪問介護相当サービス
指定事業者訪問型サービス（訪問型サービスA－①）
- ・通所介護相当サービス
体と脳の機能アップ教室（通所型サービスA－①）
足腰機能アップ教室（通所型サービスA－②）
地域密着型通所介護（担当：介護保険課）

(例) 指定有効期間満了日が3月31日の場合



③事業所変更届

変更届の提出日（提出方法：メール可）

- ・ 算定する単位数が増加する場合・加算体制を追加する場合：
⇒変更しようとする月の前月の15日まで
- ・ 算定する単位数が減少する場合・加算体制を廃止する場合：
⇒変更後直ちに
- ・ 上記以外の場合
⇒変更事由のあった日から10日以内

④事業所廃止（休止、再開）届

廃止（休止、再開）届の提出日（提出方法：メール可）

- ・ 廃止または休止の場合
⇒廃止または休止する日の1か月前まで
- ・ 再開の場合
⇒再開した日から10日以内

⑤介護職員等処遇改善加算

- ・ 計画書：通常は加算を算定する月の前々月の末日まで。特例として令和7年4月及び5月分を算定する場合は、同年4月15日までとする。
- ・ 実績報告書：最終の加算の支払いがあった翌々月の末日まで（通常7月末）。

＊実績で賃金改善がなされていない時は、既に支給された加算の一部もしくは全部を不正受給として返還、又は加算を取り消すことがある。

★提出方法：山口市介護保険課宛にメールで提出

(2) 届出書の添付書類等

①定員や提供職員の員数の増減時

項目	留意する点
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	指定申請参考様式（参考様式6）等の一覧表提出 <u>相当サービスと緩和型サービスは、別作成で提出</u>
サービス提供実施単位一覧表	提供時間を変更した時に提出 <u>相当サービスと緩和型サービスは、別作成で提出</u>
資格証の写し	介護職員等新規者及び異動者分を提出
代表者の変更	登記事項証明書を添付して変更届を提出 役員の氏名及び住所の変更は届出不要
事業所（施設）の管理者の変更	「事業所の管理者の経歴」は不要 ※管理者の氏名（フリガナ）・生年月日・住所及び郵便番号を、変更届の「変更の内容」欄に記載してください。

②設備等面積の変更時

項目	留意する点
平面図（各室ごとの用途・面積を明示）	定員数増の変更時、設備の基準（サービス提供に必要な広さ）を要確認 ※総合事業の変更がない場合でも、他のサービスの変更時には、利用者の必要な広さの確保が必要 （例）県指定の通所介護もしくは、山口市指定の地域密着型通所介護及び総合事業通所介護相当サービスと総合事業通所型サービスA－①、②（緩和型）を一体的に運営しているとき、1人あたり3㎡以上の面積の広さの確保ができているかを確認のこと。

③加算の変更時

項目	留意する点
事業費算定に係る体制等状況一覧表	変更のない項目を含めて○印を記載のこと

・介護予防・生活支援サービス事業費算定に係る体制状況一覧表（加算等届）は、第一号事業者変更届出書とともに提出のこと。

（3）緩和型サービスの加算（山口市独自）について

居宅内生活支援加算…通所型サービス（体と脳の機能アップ教室）のみ算定可

- ・通所型サービスA－①の送迎時に居宅内において、生活支援を実施した場合、1回200円の加算。
- ・支援時間は20分以内で、1日の算定は1回のみ。
- ・あらかじめケアプランに支援内容の記載が必要。
- ・支援内容は、重たいものの移動（例：買い物を冷蔵庫前や、勝手口までもっていく。）、灯油の継ぎ足し、電球の付け替え、ごみ出し等。

2 訪問型サービスA（緩和型）におけるサービス提供責任者の兼務について

これまで、山口市においては、「訪問介護及び訪問介護相当サービス」と「訪問型サービスA（緩和型）」を同一事業所において一体的に運営する場合、サービス提供責任者を別々に配置する必要がありました。

今後、一体的に実施する場合のサービス提供責任者は、訪問型サービスA（緩和型）のサービス提供責任者を兼ねることができますので、それぞれの利用者の合計で必要な員数のサービス提供責任者を配置してください。なお、サービス提供責任者を兼務する場合は、管理者との兼務を不可とします。